

建築基準法第43条第2項2号許可申請書チェックリスト

必要書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 申請書（第1～3面）	・ 最新の様式を使用すること
<input type="checkbox"/> 委任状	・ 建築士、行政書士等
<input type="checkbox"/> 申請理由書	・ 道等の状況によって様式が異なるため注意 ・ 幅員は、道等（建築基準法の道路から計画敷地の範囲）の最小～最大を記入すること
<input type="checkbox"/> 道等の確保に関する誓約書（建築主）	・ 道路後退（※1、※2）が必要な場合のみ提出
<input type="checkbox"/> 道等の確保に関する誓約書（監理者）	・ 幅員は、道等のうち申請敷地に接する部分の最小～最大を記入すること
<input type="checkbox"/> 道等に関する誓約書	・ 申請者が道等を構成する土地の所有権を有している場合に必要
協定書	・ 以下のいずれかに該当する場合は協定書は不要
<input type="checkbox"/> ①表紙	<input type="checkbox"/> 道等の地目が「公衆用道路」で申請者が権利（共有含む）を有している
<input type="checkbox"/> ②協定者一覧（実印）（※5、6）	<input type="checkbox"/> 道等の地目が「宅地」で、申請者が権利（共有含む）を有しているもので、過去に「みなし道路扱い」（※3）されている
<input type="checkbox"/> ③公図の写し	<input type="checkbox"/> 既に道等の土地所有者全員による協定が成立している
<input type="checkbox"/> ④道等の現況図及び拡幅計画図 （①～④を一冊綴りとし、全員の割印必要）	<input type="checkbox"/> 道等が里道、農道等の公共用地である（※4）
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書（原本）	・ 協定者一覧及び登記、印鑑証明に記載された氏名又は住所に相違がある場合、以下の必要な資料を添えること <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 公図（原本）	・ 道等の全体及び道等に接する土地の状況の確認できるもの（必要に応じて複数枚）
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等（原本） （申請地を構成するすべての土地）	・ 以下の状況に応じて、必要な資料を添えること ① 土地売買契約済みであるが、申請時点で登記に反映されていない <input type="checkbox"/> 土地売買契約書の写し ② 申請者以外に所有者がいる場合（借地又は共有持ち分） <input type="checkbox"/> 借地承諾書・確認書（借地承諾書（※5、6）のみ記載、実印・印鑑証明書必要） ③ 申請者の氏名又は住所が証明書又は土地売買契約書等と一致しない <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書等（原本） （道等を構成するすべての土地） ※ 里道、水路の部分は不要	・ 公有地である場合は、インターネットより取得したもの又は要約書でも可 ・ 申請者が道等の所有権を有していること等により協定不要としている場合 以下の状況に応じて、必要な資料を添えること ① 土地売買契約済みであるが、申請時点で登記に反映されていない <input type="checkbox"/> 土地売買契約書の写し ② 申請者の氏名又は住所が証明書又は土地売買契約書等と一致しない <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 借地承諾書・確認書 （道等のうち里道、水路以外の部分）	・ 雨水・汚水の排水処理について、所有権のない土地に排水施設を設置し、又は他人が所有する施設を使用する場合に必要な（確認書の部分のみ記載）
<input type="checkbox"/> 施工承諾書の写し	・ 雨水・汚水の排水施設を公有地内に設置する場合などに必要
<input type="checkbox"/> 占有許可書の写し	・ 申請地が公有地を介して道等に接する場合などに必要
<input type="checkbox"/> 付近見取図	・ 申請地又は申請地付近（語尾に「付近」と付ける）の住居表示を明示
<input type="checkbox"/> 申請地及び道等に関する現況図	・ 申請敷地及び道等（申請敷地から基準法道路まで）の実測図とする ・ 申請地及び申請に係る道等の部分を明確にすること ・ 道等及び道等のうち申請敷地に接する部分の 最大・最小幅員 を明示すること ・ 道等を構成する土地の地番等を明示すること ・ 道等が里道・農道以外の公有地である場合は、「道として使用すること」について、公有地の管理者と協議し、その旨を明示すること。 ・ 雨水・汚水排水経路を明示すること（側溝・下水道等の記載） ・ 道路後退線を明示すること（※1、※2） ・ 土地の高低差を明示すること ・ 周辺にがけがある場合は、安全対策や相談経過を明示すること
<input type="checkbox"/> その他図面	・ 配置図、各種求積図、各階平面図、立面図・断面図（各々2面以上） ・ 建築基準法施行規則1条の3に基づく各図面に明示すべき事項のうち、集団規定に適合していることが確認できるもの
<input type="checkbox"/> 現況写真（正本のみ）	・ 道等（建築基準法上の道路に取付く部分から敷地前面まで）の全景（複数枚に分けても可） ・ 道等（建築基準法上の道路に取付く部分から敷地前面まで）における最大幅員及び最小幅員部分の計測写真【遠距離1枚、近距離（計測始点）1枚、近距離（計測終点）1枚】 ・ 道等のうち、計画敷地前面部分における最大幅員及び最小幅員部分の計測写真【遠距離1枚、近距離（計測始点）1枚、近距離（計測終点）1枚】 ・ 計画敷地の全景（複数枚に分けても可） ・ 写真アングルを明示した概要図
<input type="checkbox"/> 都計法第43条許可申請書(受付後)等の写し	・ 市街化調整区域内である場合は、並行して手続きを進める必要あり

- ※1 申請地が道等より高く、道路後退線内に擁壁等がある場合は撤去する必要があります。また、道等の向かい側に5mを超える崖、水面、線路等がある場合や、道等の向かい側の敷地が建築基準法上の道路に接道している場合は、片側後退となります。
- ※2 申請地が、申請に係る道等以外の「43条許可を要する道等」に接する場合、当該道等に接する部分についても道路後退が必要になります。
- ※3 「みなし道路扱い」の経過は、申請に係る道等により接道を確保している建築物の建築計画概要書等によりご確認ください。
- ※4 道等が里道、農道等の公共用地である場合で幅員が4m以上ある場合は、許可ではなく認定に該当する可能性があります。認定への該当性を確認し、認定に該当する場合は認定に係る事務手続きを進めてください。

- ※5 土地所有者が亡くなっている場合は、全ての法定相続人の署名・押印により代替が可能。代替する場合は、【土地所有者が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等 及び 法定相続情報一覧図】（法務局の認証文付きの法定相続情報一覧図の写しでも可）を提出してください。
- ※6 土地所有者が後見制度を利用している場合は、協定や承諾にあたって必要となる民法上の手続きを提示の上、担当者と協議し、必要書類を確認してください。

- ※ 許可にあたり、本リストに示したものの以外の資料を求めるときもありますのであらかじめご了承ください。
- ※ 道等の形態により、建築物の規模や用途に制限がかかります。詳しくは「鹿児島市確認申請の手引き」をご確認ください。
- ※ 道等の幅員が1.8m未満の場合等は、建築審査会の個別同意を得る必要があるため、申請から許可まで数か月を要します。